太宰府市小規模・中小企業振興条例のポイント　令和7年6月施行

どんな条例？　特に“小規模企業“の支援に焦点をあてています

市内企業の**99%**以上が小規模･中小企業です！

また、市内従業者数の**約8割**が小規模･中小企業で勤務しています。

市の経済や雇用を支えている小規模企業等が、もっと活発に活動できるように、市全体で環境を整えたり支援したりするための条例です。

企業の定義

業種	中小企業		小規模企業
	資本金又は出資金総額	従業員数	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

目的　～第1条～　**経済の発展**と**市民生活の向上**が大きな目的です

小規模企業等の振興 ⇨ 地域経済の持続的な発展

市民生活の向上

小規模企業等の活動が活発になると、市の経済が長期的にも豊かになり、市民一人ひとりの暮らしが、より豊かで安心できるものになります。

基本理念　～第3条～　小規模企業等の振興に、3つの理念をかかげています

1. 小規模企業等の自主的な活動や判断を大切にします

2. 市の強みや魅力を活用して地元の産業を活性化し、市の中で経済（お金やサービスなど）が繰り返し循環する仕組みづくりをすすめます

3. 市、小規模企業等、中小企業支援団体、観光事業振興団体、金融機関、大企業、教育機関、市民が連携･協力してすすめます

それぞれの役割　～第4～11条～　小規模企業等の振興のために、連携･協力します

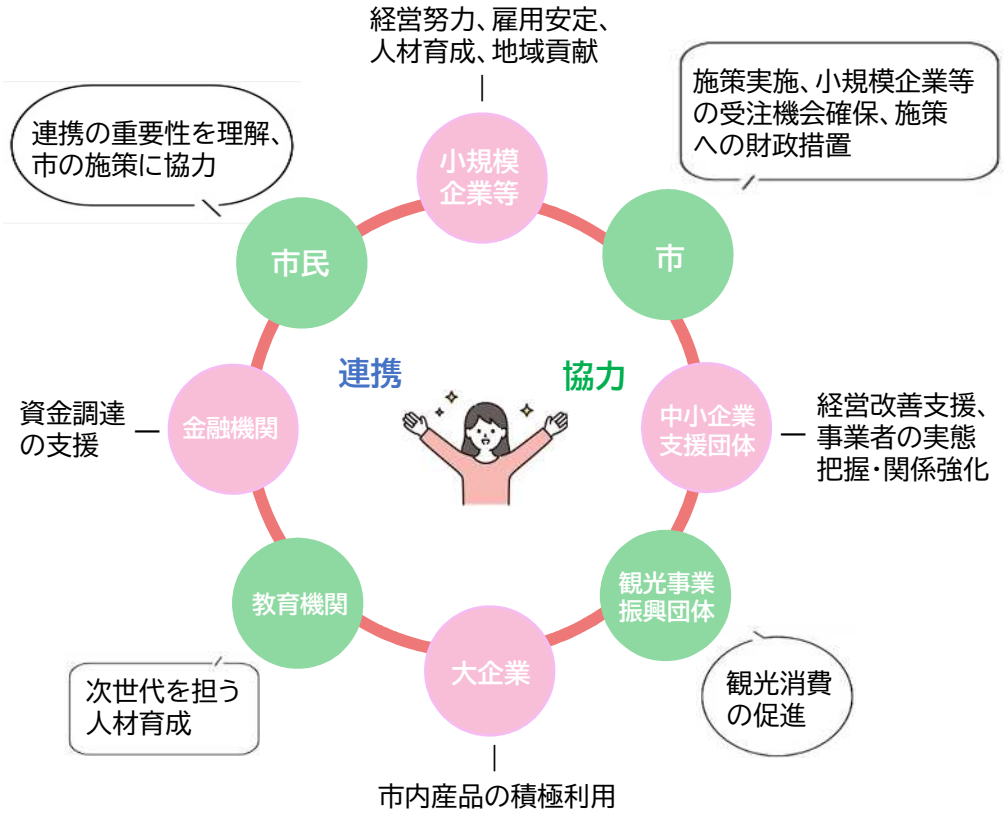

市の基本的施策　～第12条～　4つの基本方針にもとづいた取り組みを実行します

1. 経営の安定、継続的な発展
2. 新規創業の促進
3. 資金調達の円滑化
4. 災害等緊急時の事業継続･復興

現在の具体的な取り組み

- ･金融機関と連携した資金融資
- ･融資借入時の保証料補助
- ･創業時の賃料補助
- ･中小企業支援団体と連携した創業支援、経営革新支援、プレミアム付商品券事業

太宰府市観光経済部産業振興課　令和7年7月作成